



# 鳥取県公報

平成13年11月20日(火)  
号外第115号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

告 示	地域森林計画の決定予定(640)(林政課).....	1
	地域森林計画の変更予定(2件)(641・642)(＼).....	1

## 告 示

### 鳥取県告示第640号

森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき、千代川森林計画区に係る地域森林計画を立てる予定であるので、同法第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成13年11月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

千代川森林計画区に係る地域森林計画の計画書の案及び計画図の案

2 縦覧に供する期間

平成13年11月20日から30日間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林政課、鳥取地方農林振興局及び八頭地方農林振興局

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)

### 鳥取県告示第641号

森林法の一部を改正する法律(平成13年法律第109号)附則第3条第1項の規定に基づき、天神川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成13年11月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

天神川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案

2 縦覧に供する期間

平成13年11月20日から30日間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林政課及び倉吉地方農林振興局

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)

**鳥取県告示第642号**

森林法の一部を改正する法律(平成13年法律第109号)附則第3条第1項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第6条第1項の規定により次のとおり告示し、一般の縦覧に供する。

平成13年11月20日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 縦覧に供する書類

日野川森林計画区に係る地域森林計画の変更計画書の案

2 縦覧に供する期間

平成13年11月20日から30日間

3 縦覧に供する場所

鳥取県農林水産部林政課、日野総合事務所農林局及び米子地方農林振興局

(この告示に係る地域森林計画の案に意見がある者は、縦覧期間満了の日までに、知事に対し、理由を付した文書をもって、意見を申し立てることができる。)